

令和6年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」実施要項

1 趣 旨

思春期にある中学生は、心身ともに大きく成長する時期であり、とりわけ自分自身を内側から強く揺り動かす性衝動や攻撃性などの葛藤が旺盛な時期である。また、将来に対する不安や、否応なく迫られる進路決定への複雑な思いの中で、目的や目標を見いだせずにいる生徒も少なくない。

そこで、本事業により、生徒たちに時間的、空間的なゆとりを確保し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めることができるよう支援するなど、「教」より「育」を中心にすえた「心の教育」を確実に推進する。また、他者と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成するため、多様な社会体験活動を通じ、生徒のキャリア発達を支援することが重要である。これらの取組により、ともすれば知育に偏りがちな教育を是正するとともに、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」の育成を図っていくことが肝要である。

また、活動の充実を図るため、目的意識を明らかにする事前指導、体験で学んだことをその後の生活に生かすための事後指導の創意工夫が期待される。

さらに、この体験活動の推進にあたっては、保護者・地域社会・関係機関等の十分な理解を得るとともに、校区推進委員会のより一層の充実を図り、新たな教育の創造へとつなげていくことが大切である。

2 実施対象

公立中学校及び県立中等教育学校前期課程2年生、義務教育学校後期課程8年生の生徒全員

3 時 期

原則として、6月または11月を中心とする1週間とする。

4 実施内容

体験活動は、班単位で行うこととし、班ごとに1名の指導ボランティアを充てる。

(1) 体験活動の内容

下記の内容を例示するが、あくまでも生徒の興味・関心をもとに、地域や学校の実態に応じて創意工夫することが望ましい。

【体験活動内容例】

- ・農林水産体験活動：農業、酪農、漁業、林業等の活動
- ・職場体験活動：地域のいろいろな職場での体験活動
- ・文化・芸術創作体験活動：絵画や音楽等の活動、地域・郷土芸能活動
- ・ボランティア・福祉体験活動：地域でのボランティア活動、福祉施設等での活動
- ・その他：外国人との交流、情報・科学技術・環境等に関する活動等

(2) 教育課程上の取扱い

年間指導計画のもとに、特別活動を中心に各学校の実態により編成する。

(3) この期間中は自宅等から各自の活動場所へ通うことを原則とする。

(4) 特別な教育的配慮を要する生徒については、生徒の実態に応じて参加形態を工夫する。

(5) 生徒の体験活動の内容を選定するに当たっては、労働基準法や青少年愛護条例等との関連を考慮すること。

(6) 事前指導及び事後指導として兵庫ゆかりのクリエイター等を学校へ招聘し、講演等を行うことができる。ただし、実施日数（1週間）には含めないこと。

5 推進体制

この事業では、学校・家庭・地域三者の連携が不可欠で重要な要素である。よって、三者の役割を明確にし、三者がともにそれぞれの役割を果たすための万全の準備、活動、協力を行うことが必要である。なお、この事業は、学校だけで実施するものではないので、地域の子どもは地域で育てるという観点と教育支援システムの活性化による「地域コミュニティの構築」という観点が大切である。

なお、社会状況が変化する中においても、趣旨を踏まえた生徒の主体性を生かした地域と関わる活動となるよう、市町推進協議会や校区推進委員会で十分な協議を行い、活動内容を創意工夫すること。

(1) 推進協議会（県・市町）

推進協議会は、校区の推進委員会の組織化の支援、関係諸団体との調整、指導ボランティアの確保などを行う。

(2) 推進委員会（中学校区）

学校が調査した生徒の希望に応える受入先や指導ボランティアの確保等を行う。その確保が困難な場合は、県・市町段階の推進協議会に照会するなど、推進体制の確立を図る。

また、市立特別支援学校の参加がある場合は、情報提供等の支援を行う。

(3) 中学校

実施に当たっては、各校の実態に応じて、生徒の希望や保護者の思いなどを十分把握した上で校区の推進委員会に活動内容の希望を提出し調整を図る。

(4) 指導ボランティア

保護者・高齢者等地域の人々や、企業・施設等の関係者が指導ボランティアとなり、主として生徒の活動に対する指導や支援に当たるとともに、生徒の状況等を把握し、学校との連絡等を行う。

(5) 介助補助員

生徒の体験活動を援助するため、介助補助員を充てることができる。

6 報告書等

事業の実施に際して、年度の始めに活動計画書を、12月末に活動報告書を県教育委員会へ提出する。

本事業の成果の検証等を目的として、必要に応じてアンケート調査等を行う。

7 経 費

(1) 本事業に対し、兵庫県教育委員会交付金交付要綱の規定により交付金を交付する。

○ 対象となる経費（例示）

活動運営経費	体験活動の運営及び指導等に必要な資料等に要する経費
事業推進費	指導ボランティア連絡会に係る経費、推進委員会等に要する経費、受入先の確保に向け調整を行う者への謝金
介助補助員謝金	生徒の活動の支援に当たる介助補助員に要する謝金
保険料	生徒及び指導ボランティア等の傷害・損害保険に要する経費

(2) 県立中等教育学校については、必要経費を予算の範囲内で令達する。

8 その他

別紙「令和6年度地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』をより充実させるために」及び「令和6年度地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』の実施に向けて」に基づき、「トライやる・ウィーク」の原点を踏まえ、学校・家庭・地域の三者の一層の連携により、内容の充実を図ること。

令和6年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(市立特別支援学校用) 実施要項

1 趣 旨

市立特別支援学校の生徒が「トライやる・ウィーク」を実施することにより、時間的、空間的なゆとりを確保し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めることができるよう支援するなど、「教」より「育」を中心にすえた「心の教育」を推進する。また、他者と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成するため、多様な社会体験活動を通じ、生徒のキャリア発達を支援することが重要である。これらの取組により、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、可能な限り自立し、社会参加するための「生きる力」の育成を図る。

また、活動の充実を図るため、目的意識を明らかにする事前指導、体験で学んだことをその後の生活に生かすための事後指導の創意工夫が期待される。

さらに、この体験活動の推進にあたっては、保護者・地域社会・関係機関等の十分な理解を得るとともに、地域の一員として豊かに生きることができる生活基盤づくりへとつなげていくことが大切である。

2 実施対象

市立特別支援学校中学部2年生

3 日 数

原則として、1週間とする。

4 実施内容

体験活動は、地域等との連携を図り実施する。また、班単位で行うこととし、班ごとに1名の指導ボランティアを充てる。

(1) 体験活動の内容

下記の内容を例示するが、あくまでも生徒の障害の状況や興味・関心をもとに、地域や学校の実態に応じて創意工夫することが望ましい。

【体験活動内容例】

- ・農林水産体験活動：農業、酪農、漁業、林業等の活動
- ・職場体験活動：地域のいろいろな職場での体験活動
- ・文化・芸術創作体験活動：絵画や音楽等の活動、地域・郷土芸能活動
- ・ボランティア・福祉体験活動：地域でのボランティア活動、福祉施設等での活動
- ・その他：外国人との交流、情報・科学技術・環境に関する活動等

(2) 教育課程上の取扱い

年間指導計画のもとに、特別活動を中心に各学校の実態により編成する。

(3) 原則として該当学年の生徒とともに参加するものとするが、生徒の障害の状態に応じて参加形態を工夫する。

(4) 生徒の体験活動の内容を選定するに当たっては、労働基準法や青少年愛護条例等との関連を考慮すること。

(5) 事前指導及び事後指導として兵庫ゆかりのクリエイター等を学校へ招聘し、講演等を行うことができる。ただし、実施日数(1週間)には含めないこと。

(6) 生徒の活動の際には、介助補助員を充てることができる。

5 推進体制

この事業では、学校・家庭・地域三者の連携が不可欠で重要な要素である。よって、三者の役を明確にし、三者がともにそれぞれの役割を果たすための万全の準備、活動、協力を行うことが必要である。なお、この事業は、学校だけで実施するものではないので、地域の子どもは地域で育てるという観点と教育支援システムの活性化による「地域コミュニティの構築」という観点が大切である。

なお、社会状況が変化する中においても、趣旨を踏まえた生徒の主体性を生かした地域と関わる活動となるよう、市町推進協議会や校区推進委員会で十分な協議を行い、活動内容を創意工夫すること。

(1) 推進協議会（県・市町）

推進協議会は、校区の推進委員会の組織化の支援、関係諸団体との調整、指導ボランティア、介助補助員の確保などを行う。

(2) 推進委員会

学校が調査した生徒の希望に応える受入先や指導ボランティアの確保、介助ボランティア等確保を、生徒の居住地の校区推進委員と連携して行う。その確保が困難な場合は、県・市町段階の推進協議会に照会するなど、推進体制の確立を図る。

(3) 学校

実施に当たっては、各校の実態に応じて、生徒の希望や保護者の思いなどを十分に把握した上で推進委員会に活動内容の希望を提出し調整を図る。

(4) 指導ボランティア

保護者・高齢者等地域の人々や、企業・施設等の関係者が指導ボランティアとなり、主として生徒の活動に対する指導や支援に当たるとともに、生徒の状況等を把握し、学校との連絡等を行う。

(5) 介助補助員

生徒の体験活動を援助するため、介助補助員を充てることができる。

6 報告書等

事業の実施に際して、年度の始めに活動計画書を、12月末に活動報告書を県教育委員会へ提出する。

本事業の成果の検証等を目的として、必要に応じてアンケート調査等を行う。

7 経 費

本事業に対し、兵庫県教育委員会交付金交付要綱の規定により交付金を交付する。

○対象となる経費（例示）

活動運営経費	体験活動の運営及び指導等に必要な資料等に要する経費
事業推進費	指導ボランティア連絡会に係る経費、推進委員会等に要する経費、受入先の確保に向け調整を行う者への謝金
介助補助員謝金	生徒の活動の支援に当たる介助補助員に要する謝金
保険料	生徒及び指導ボランティア等の傷害・損害保険に要する経費

8 その他

別紙「令和6年度地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』をより充実させるために」及び「令和6年度地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』の実施に向けて」に基づき、「トライやる・ウィーク」の原点を踏まえ、学校・家庭・地域の三者の一層の連携により、内容の充実を図ること。

令和6年度 地域連携推進活動（地域に活かす「トライやる」アクション）実施要項

1 趣 旨

近年、都市化や少子化、地域における人間関係の希薄化等が進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かせない多くの人や社会、自然などと直接ふれあう様々な体験の機会が乏しくなっており、中学生においても地域で様々な体験活動を行うことが求められている。

このため、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業で培われた地域の教育力を活用し、地域の後継者である生徒が地域のよさやふるさとの恵みにふれることができるよう、土、日や長期休業中等を利用して、既存の地域行事の一部や新たな行事を中学生が企画し主体的に運営するなどの実践的な取組を実施する。

このことにより、中学校区推進委員会、県立中等教育学校、県立大学附属中学校及び市立特別支援学校の推進委員会（以下「校区推進委員会」という）の活性化と今後の地域主導型の体験活動の推進に資するとともに、教育支援システムの活性化による「地域コミュニティの構築」に向けた取組の充実を図る。

2 実施対象

公立中学校、県立中等教育学校（前期課程）、義務教育学校（後期課程）及び市立特別支援学校中学部の生徒

3 時 期

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 活動内容

校区推進委員会は地域の諸団体と連携を取りながら、以下の(1)～(3)に示した中学生が主体的に取り組む実践活動を実施するものとする。

- (1) 地域の既存の行事等の一部を企画運営する活動
- (2) 自治会等地域における諸団体と連携して行う活動
- (3) 「トライやる・ウィーク」での体験活動の継続的な実施

5 報告書の提出

地域連携推進活動の実施に際して、校区推進委員会は、別途県教育委員会が定めるところにより2月末までに事業の報告書を提出する。

6 経 費

地域連携推進活動（地域に活かす「トライやる」アクション）の経費は、「トライやる・ウィーク」に要する経費の中で行うこととする。

令和6年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」をより充実させるために

「トライやる・ウィーク」は、平成10年度の事業開始から、県民すべてがかかわる兵庫の教育の象徴として実施されてきました。

変化の激しい時代を生きる子ども達が「生きる力」を身に付け、しっかりとした勤労観、職業観を形成し、それぞれが直面するであろう様々な課題に、柔軟かつたくましく対応する力を高めることが求められており、「トライやる・ウィーク」を核とした取組がますます重要になっています。

また、社会状況が変化する中、学校、家庭、地域が互いに原点を共有し、三者が一体となって子ども達を支援することが求められます。

そのためには、市町「トライやる・ウィーク」推進協議会が中心となって、地域学校協働本部等の既存のつながりを効果的に活用し、学校、家庭、地域の連携をより一層進めていくことが求められます。

そこで、持続可能な「トライやる・ウィーク」に向けて、子ども達の育つ姿を明確にし、以下の項目に重点を置いて取り組むこととします。

「トライやる・ウィーク」を
通して育つ姿

ふるさとを愛し、自らの社会的自立に向け、地域の一員としての自覚を深める。

令和6年度重点項目

1 市町「トライやる・ウィーク」推進協議会の活性化

市町推進協議会が中心となり、学校・家庭・地域の連携により「地域が子ども達を育てる」という原点を踏まえた事業となるよう、学校、家庭、地域が互いに原点を共有し、三者が一体となって支援する等、教育支援システムの再構築によるさらなる連携強化を支援する。また、推進協議会構成員等を活用した受入先の確保や調整、各学校における活動の成果や課題等を検証するなど、校区推進委員会を支援する。

2 「社会に開かれた教育課程」の考え方による連携の充実

事業所確保や活動計画の立案等を学校だけが行わないように、コミュニティ・スクール等の既存の組織を効果的に活用し、普段から、「子ども達に学ばせたいこと」を共に考えるなど、「トライやる・ウィーク」を含む兵庫型「体験教育」や日々の教育活動などを連携・協働しながら充実を図る。

3 原点を踏まえた活動の深化

「トライやる・ウィーク」の名称は「挑戦する：トライ」とともに「学校・家庭・地域の三者：トライアングル」の意味が込められている。本事業が実施されるようになった背景やその趣旨を再認識するとともに、学校・家庭・地域それぞれの役割を見つめ直し、三者の一層の連携により、生徒一人一人の社会的自立に向けた取組の充実を図る。

4 社会的自立に向けたキャリア形成の支援

キャリアノートや兵庫版「キャリア・パスポート」等を活用し、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等を考えさせたり、自分が取り組むべきことへの目標を立てさせたりするなど、「トライやる・ウィーク」と関連付けた、生徒のキャリア発達につながる取組を充実させる。

5 ふるさと意識の醸成

ここ数年減少傾向にある文化・芸術創作体験活動、地域・郷土芸能活動等地域に根ざした活動を展開するとともに、「トライやる」アクション等において、地域の人々の温かさ、地域の良さやふるさとの恵みにふれることにより、生徒と地域とのつながりを深化させ、より幅広い体験活動を展開し、ふるさと意識の醸成を図る。

6 事前・事後指導の充実

活動に向けての意欲を高め、目的意識を明らかにするとともに、地域のさまざまな人々の支援や協力により実施されていることへの感謝の気持ちを育む事前指導をより一層充実させ、規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実を図る。また、体験で学んだことをその後の生活に活かすための事後指導について、一層創意工夫する。

持続可能な「トライやる・ウィーク」に向けて

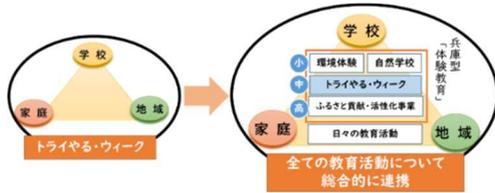
令和6年度の「トライやる・ウィーク」は、令和5年度兵庫県「トライやる・ウィーク」推進協議会（R6.2.29）での提案・協議を踏まえ、下記のとおり県や市町が連携しながら課題改善や受入先の確保等に取り組み、活動の充実を図っていく。

【持続可能な体験活動とするための視点】

- 市町推進協議会による支援
- 「社会に開かれた教育課程」の考え方による連携の充実
- 校区推進委員会の充実～身に付けさせたい力の共有～

学校の負担軽減に関する取組

○学校、家庭、地域の三者が連携する体制の充実（市町・学校）

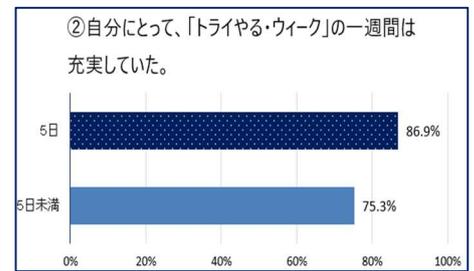


社会に開かれた教育課程の考え方のもと、コミュニティ・スクール等の既存のしくみを生かしながら、「トライやる・ウィーク」に限らず、普段から学校・家庭・地域が連携する体制を作り、学校、家庭、地域の三者が連携する体制を充実させる。

○5日間のリアルな体験活動の継続（県）

ねらいを達成したり、生徒の満足感・自己有用感を得たりするため、事業所等の受入先による1週間の連続した活動を行う。令和5年度実施したアンケートでは、事業所の活動日数が5日間であった生徒の方が、「一週間充実していた」と回答した割合が、高くなっている。

R5アンケート結果(生徒)



○電子化アンケート等の活用の推進（県・市町・学校）

- ・活動報告書等の様式・回答項目等を精選（県）
- ・アンケート集約の電子化を検討（県・市町）

○受入先の確保に向けたコーディネート機能の強化（外部人材の確保等）（県・市町・学校）

- ・市町推進協議会等の構成員等が、受入先の確保・調整を行う者（コーディネーター等）を位置づける。
- ・地域学校協働本部と学校（コミュニティスクール）をつなぐ地域学校協働活動推進員等が校区推進委員会のメンバーに入り、ねらいや課題を共有することで、受入先の確保や取組の充実につなげる。

地域学校協働本部推進事業コーディネーターの活用事例（淡路市教育委員会）

- 所属：地域学校協働本部推進事業コーディネーターは、社会教育課に1名配置。※元小学校の教頭、校長
- 業務：「地域住民、事業所、団体等との調整」、「人材発掘、地域と学校の連携・協力」、「学校応援団バンクの更新、周知」など地域と学校の連携や協働体制を推進。

「トライやる・ウィーク」における業務

活動場所の訪問や新規開拓が中心



【コーディネーター】

- 直接訪問し、トライやる・ウィークの意義等を説明し、協力依頼を行う

【成果】

- 地元電気店：コロナ禍において中断された受入れを再開
- 工場：過去に受入れ経験があった工場が受入れを再開
- 新規開業のレストラン：受入れ経験がなかったが、新規に受入れを実施

事業所への周知・啓発に関する取組

○意義等を知らせるチラシの作成・配布（県）



受入先の確保や調整の際に活用できるよう、県教育委員会がチラシを作成・配布する。（↓ダウンロード可能）

URL: <https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/gimu/tryaru>

<掲載内容>

- ・事業の意義
- ・生徒を受け入れる良さ
- ・活動を通してめざす生徒の姿
- ・事業に関する資料 等



市町「トライやる・ウィーク」推進協議会の活性化に向けて

【令和5年度「トライやる・ウィーク」推進協議会の実施状況等の調査から一部抜粋】

1 令和5年度重点項目における取組及び課題解決のための手立て

「市町『トライやる・ウィーク』推進協議会の活性化」について

- 広報誌で事業所の受入支援を周知するとともに、商工会を通して県教委作成のチラシを配布することで受入先確保に努めている。
- 推進協議会の委員を固定せず、年度更新をしながら、常に新しい意見が聞ける体制をとっている。
- 昨年度末の推進協議会で課題を焦点化し、今年度のスムーズな実施に繋げている。
- 連合自治会に協力いただき、受け入れ先の新規開拓のため、市内全地区全隣保へのチラシ等の回覧の実施。

- ▶県教委作成チラシを活用し、新規事業所開拓や実施の意義等について改めて周知する。
- ☒課題を把握した上で、次年度への引き継ぎを行い、改善策を考え実施する。

2 市町「トライやる・ウィーク」推進協議会について

受入先確保に向けた取組内容

【各市町において、特に力を入れて取り組んだ項目】

〈コーディネーター〉

- 各校PTA役員や社会教育課で配置されている地域学校協働本部の統括コーディネーターが役割をになって活動している。

〈事業所バンク〉

- 市の商工会議所や工業団地事務所にトライやるウィークの受け入れを依頼し、事業所バンクを設立している。また、市内の公共施設受け入れについて、教育委員会で通知や集約をしている。
- 新しいバンク登録の確保として、保護者に依頼、他市の事業所に依頼、地元の新しい事業所に飛び込みで依頼している。

〈受入れに関すること〉

- 県教育委員会のチラシを参考にして作った市教育委員会の連絡先を記載したものを、HPに掲載している。
- 学校向けと企業向けの2種類のチラシを作成し、企業には商工会議所へ3,000枚配布している。
- 実施にあたり受け入れ先が偏らないように調整したり、複数校を受け入れていただいている事業所には代表校を決めて対応したりするなど、事業所の負担を軽減し、次年度以降も受け入れていただけるよう努めている。

令和6年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施に向けて

「令和5年度兵庫県『トライやる・ウィーク』推進協議会」を踏まえ、以下の考え方のもと、令和6年度地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」を実施する。

1 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」とは

- 学校・家庭・地域の連携により、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、
 - ・豊かな感性や創造性などを自ら高め、自分なりの生き方を見つけ出す
 - ・社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成
 - ・地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めることを目指す
- 生徒たちは、1日目は緊張の中で、2日目、3日目に活動場所に慣れて、4日目に自分なりに創意工夫をして、5日目には、やり遂げた感慨や感謝の気持ちを持つようになる。

<参考>

職場体験活動については、その教育的な意義が一層深まるとともに、高い教育効果が期待されることなどから、学校の実態や生徒の発達の段階を考慮し一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行われることが望まれる。

「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編」から

2 考え方

ねらいを達成したり、生徒の満足感・自己有用感を得たりするため、事業所等の受入先による1週間の社会体験活動とする。

その際、社会状況が変化する中においても、上記の趣旨を踏まえた持続可能な体験活動となるよう、以下の考え方に基づき、各地域の実態に応じて創意工夫を行う。

- ・学校・家庭・地域が、「トライやる・ウィーク」の原点や「子ども達に身に付けさせたい力」、三者それぞれの役割について共有を図る
- ・各校区推進委員会において、充実した取組が行えるよう、市町推進協議会が積極的な働きかけを行うとともに、市町推進協議会等の構成員の中から、受入先確保・調整を行う者（以下、「コーディネーター」という）を置くなどして、受入先の確保に向けた取組を促進する
- ・地域における生徒の主体性を尊重した活動とする
- ・実体験を通じて、人と人とのつながりを実感したり、視野を広げたりできるようにする（オンラインを併用する場合も、実体験や人と人との関わりをもつ機会を設ける）
- ・地域の方々との関わりを通じて、「地域の一員」としての自覚を育む

なお、受入先での活動が難しい場合、一部の生徒・日程に限り、事業所での職場体験等にとらわれない活動を可能とする。

※生徒の主体性を大切にするという趣旨から、以下については原則想定しない。

- ・全ての生徒が事業所等の受入先以外の活動をする
（地域清掃活動、職業に関する講演会、ものづくり大学 等）
- ・全ての生徒の事業所等の受入先での活動が5日未満である
- ・全ての日程が実体験や人と人との関わりを伴わない活動である

3 持続可能な体験活動とするための視点

①市町推進協議会による支援

(校区推進委員会との連携、受入先の開拓、活動形態の工夫)

市町推進協議会は、校区推進委員会と連携を図りながら、受入先の確保等、積極的な支援を行う。

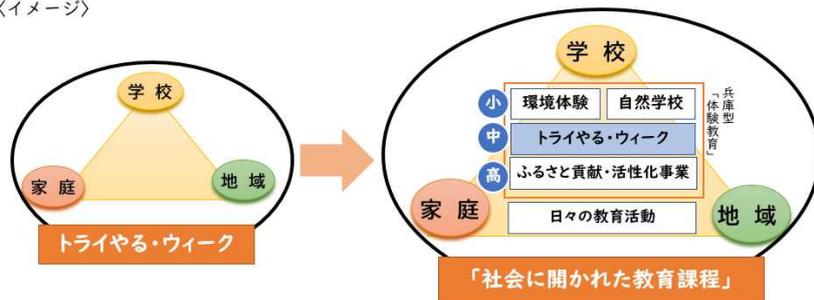
(支援の例)

- ・コーディネーターを中心として、新たな受入先の確保や、既存の受入先の受入生徒数の増加の依頼、複数の学校の受入に関する調整
- ・校区推進委員会に、市町推進協議会のメンバー及び担当指導主事が出席し、地域人材の紹介や体験活動内容の助言
- ・市町推進協議会が商工会議所や工業団地事務所と連携し、事業所バンクを設立
- ・市町の広報誌やHP、スマート申請（オンラインで完結できる申請方法）等を活用して、事業所の受入支援を周知・啓発
- ・市町内の受入事業所先（公共施設等を含む）を集約し、受入可能人数調査を行い、受入事業所確保に取り組む
- ・市町推進協議会による受入先への視察を通じた、成果や課題の把握
- ・各事業所に、徹底した感染症対策を説明する等、受入先確保に努める
- ・事業所への受入が困難な場合、地域で創意工夫した活動事例を考え、各校へ提案

②「社会に開かれた教育課程」の考え方による連携の充実

社会に開かれた教育課程の考え方のもと、コミュニティ・スクール等の既存のしくみを生かしながら、「トライやる・ウィーク」に限らず、普段から学校・家庭・地域が連携する体制を作る。

〈イメージ〉



③校区推進委員会の充実 ～身に付けさせたい力の共有～

校区推進委員会において、各学校の実態に応じた身に付けさせたい力の共有を図る。

(例)・学校・家庭・地域の三者が身に付けさせたい力、生徒が主体的に活動できるための方策等を話し合う場を設定する。

- ・地域や保護者に対して、「『トライやる・ウィーク』を通して学びたいこと」等についてアンケートを行う。等

受入先の拡大に向けたチラシの活用

＜掲載内容＞

- ・「トライやる・ウィーク」の意義
- ・「トライやる・ウィーク」を受け入れる良さ
- ・「トライやる・ウィーク」を通してめざす生徒の姿
- ・「トライやる・ウィーク」に関する資料 等

■委員からの意見

【意義等】

- ・「トライやる・ウィーク」の意義は理解されている一方で、中小企業の現状として、人手不足や働き方改革、デジタル化対応、障害者雇用率上昇などの課題があるため、なかなか実行に移せていない。しかし、将来の人材確保の観点から、地元企業で働くメリットを発信したいとの意識はある。

【柱1：学校の負担軽減に関する取組】

- ・企業と学校の間立ち、双方のニーズを理解し調整するコーディネーターの役割は重要である。
- ・学校の苦労を理解するだけでなく、受入側の状況も理解し、持続可能な取組にする必要がある。成功事例を参考に、持続可能な取組が進むよう努めることが大切である。
- ・学校教育と企業活動の両方を理解したコーディネーターがいるとありがたい。また、他の同規模業種の事例が共有できれば、新たな取組に対するリスクやコストを下げるができると感じる。適切な情報提供があれば改善が進むと考えている。
- ・受入により、職員は自己の業務を見直し、自省する機会を得ている。しかし、教員の未配置や人手不足といった学校現場の課題がある。この問題に対しては、淡路市教育委員会のように、教育委員会がリードし、学校任せにならないよう努めるべきだと考える。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進企業であることを表彰する制度や11月の教育月間など、地域に知らせる機会の提供も重要であると思われる。さらに、市町の教育委員会だけでなく、市町部局との連携により、地域全体に目を向けることが、啓発及び学校の負担軽減につながると思う。
- ・学校の負担軽減に関しては、紙のアンケートを Google フォームにするなどの取組があるが、負担を減らすのにも限界がある。そのため、重要なのは負担に感じさせないような工夫である。例えば、普段から関わりのある人から依頼されると、負担に感じないことがある。普段からのコミュニケーションが欠如していると、特定の時期だけの接触は受け入れにくい。これが「トライやる・ウィーク」にも当てはまる可能性がある。年間を通じて関係性を築くことで、負担を感じずに協力したくなるのではないかと思う。

【柱2：事業所への周知・啓発に関する取組】

- ・全ての会員病院や施設、訪問看護ステーションに対して「トライやる・ウィーク」のチラシを発送した。新型コロナウイルスの影響で、高校生向けの体験が中止となっていたが、このチラシをきっかけに再開の機運が高まった。
- ・人材不足が顕著に表れており、兵庫県下の4団体で人材確保のためのパンフレットを作成し、「トライやる・ウィーク」に来た中学生に配布しようと考えている。地域に根ざすことが大切であると考えており、率先して中学生を受け入れたいと考えている。

西宮市「トライやる・ウィーク」推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 西宮市立学校が行うトライやる・ウィークについて、教育委員会が学校、各校区推進委員会委員長、保護者代表との連絡及び意見交換を図ることを目的として、西宮市「トライやる・ウィーク」推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) トライやる・ウィークの実施に関すること。
- (2) 各校区の現状や課題等に係る連携及び調整に関すること。
- (3) その他、西宮市「トライやる・ウィーク」に関する必要なこと。

(組 織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 副会長は、学校教育部長をもって充てる。

(職 務)

第4条 会長は、協議会の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副会長にも事故があるときは、協議会の委員のうちからあらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、学校教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から実施する。

令和4年4月1日 一部改正

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から実施する。

令和6年11月1日 一部改正

別表（第3条関係）

区分	所属・役職
会長	教育長
副会長	学校教育部長
委員	中学校長会会長
	中学校長会「トライやる・ウィーク」担当校長
	保護者代表
	各中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会委員長
	各中学校「トライやる・ウィーク」関係職員
	付属西宮浜義務教育学校「トライやる・ウィーク」推進委員会委員長
	付属西宮浜義務教育学校「トライやる・ウィーク」関係職員
	西宮支援学校校長
	西宮支援学校関係職員
	学校教育課長